

使 用 前 檢 察 變 更 申 請 書

廃炉発官R3第32号
令和3年 5月31日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

平成31年1月11日付け廃炉発官30第263号をもって申請し、令和2年5月13日付け廃炉発官R2第46号及び令和2年11月17日付け廃炉発官R2第179号をもって変更した放射性物質分析・研究施設第1棟の分析設備、換気空調設備、液体廃棄物一時貯留設備、漏えい検出装置及び警報装置並びに液体廃棄物一時貯留設備の堰に係る使用前検査申請書の記載事項を変更したので、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第19条第3項の規定により、次のとおり変更内容を説明する書類を提出します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	福島第一原子力発電所 放射性物質分析・研究施設第1棟 分析設備※ 換気空調設備※ 液体廃棄物一時貯留設備※ ※：実施計画 II.2.41.2.1 主要仕様参照 漏えい検出装置及び警報装置 液体廃棄物一時貯留設備の堰
実施計画の認可年月日	平成25年 8月14日 (実施計画の変更認可年月日： 令和 2年 3月 4日)
検査を受けようとする工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 設備の組立てが完了した時 工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 平成31年 <u>4月4日</u> 至 <u>未定</u>
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 [REDACTED] [REDACTED]
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定期期	未定

注) 下線は、変更箇所を示す。

変更事由

- ・検査受検実績の反映に伴い、「検査を受けようとする期日」の検査開始日を変更する。
- ・換気空調設備における風量不足の対策に伴い、工事工程の見直しが発生したため、「検査を受けようとする期日」及び「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定期期」を変更する。

工事の工程に関する説明書

	平成29年												平成30年												平成31年/令和1年												令和2年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6						
分析設備	▼												☆																																			
換気空調設備																																																
液体廃棄物一時貯留設備													☆	☆	☆																																	
漏えい検出装置及び監報装置																																																
液体廃棄物一時貯留設備の壇																																																

— : 工事期間 ☆ : 使用前検査 △ : 工事完了

▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

注) 下線は、変更箇所を示す。

添付資料－2

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

本検査は2.に示すとおり、管理対象区域外にて行われるため、放射線管理は要しない。

2. 検査場所の区域区分

・福島第一原子力発電所

放射性物質分析・研究施設第1棟：管理対象区域外

別添　：　検査場所図

以上

別添

検査場所図

